



大人が当たり前のように持っている権利は子どもも同じように持っています。子どもの権利は周りの大人の理解と協力がなくては実現しません。

し こ けん り 知っていますか？子どもの権利



守りましょう、子どもと子どもの権利。

子どもへのメッセージ

あなたは

心も体もすこやかでいられる
権利があります

第6条 生きる権利・育つ権利



あなたは

きもちを言葉にして
聞いてもらう権利があります

第12条 意見を表す権利

あなたは
自分らしく生きる
権利があります

第2条 差別の禁止



あなたは

つらいことや傷つくことから
守られる権利があります

第19条 あらゆる暴力からの保護



あなたは

ゆっくり休み楽しく遊ぶ
権利があります

第31条 休み、遊ぶ権利



これらの権利は前文と54条からなる子どもの権利条約の一部です。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

子どもの権利条約は1989年の国連総会において採択され、日本は1994年に批准しています。生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれても子どもたちが持っている、さまざまな権利が定められています。子ども(18歳未満)が権利を持つ主体であることを明確に示すとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。



▲詳しくは
日本ユニセフ協会へ



子育て中の みなさんへ

叩いたのは
お尻だから大丈夫
言葉では
伝わらないから
手が出る
誰かと
比べてけなす

これくらいなら
思っていませんか？

「しつけのつもり」「子どものため」など、どんな理由があっても子どもに「体罰」を与えることは許されません。子どもがどう感じ、どう傷ついているか、「子どもの立場から」判断されるものです。子どもとの関わり方、伝え方で困っていることはありませんか。私たちと一緒に考えます。ご相談ください。



子どもと子育てをしている人を見守る周りのみなさんへ

子どもたちの声に、つらい思いをしている子育て中の人の声に耳を傾けてください。

「元気がないけど大丈夫？」「何か心配なことはある？」など、気にかけていることを伝えてみませんか？子どもの権利が守られていないと感じた時はご相談ください。



悩んだり、困ったりしている子どものみなさんへ あなたの気持ちを誰かに話してみましょう。

叩かれたり、ひどいことを言われたりしたら、あなたの身近にいる大人に相談してください。
あなたを守る方法をあなたと一緒に考えます。ひとりで悩まず相談してみませんか？

▶LINEのチャットで悩み事を相談することもできます



▲よこはま
子ども・若者相談室

戸塚図書館発

「子どもSOSの本」を
ブックリストで
紹介しています。



嫌なこと、つらいこと…
自分たちをとりまく
いろいろな危機に気づき、
声を上げる勇気を
持ってほしい



▲詳しくはWEBへ



あなたの悩み、私たちが一緒に考えます。ご相談ください。
※匿名で相談できます。

横浜市こども虐待防止の
シンボルキャラクター「キャッピー」

区役所こどもの権利擁護担当
TEL 866-8388
月～金曜 8時45分～17時
(祝日・年末年始を除く)



南部児童相談所
TEL 831-4735
月～金曜 8時45分～17時
(祝日・年末年始を除く)



よこはま子ども虐待
ホットライン
TEL 0120-805-240
24時間 365日



かながわ子ども家庭110番
相談LINE
月～土曜 9時～21時
(年末年始を除く)